

日立市監査告示第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年4月16日

日立市監査委員 橋本 仁 一

同 飛田 謙 一

定期監査結果報告書

1 監査の対象部課所等

市民生活環境部

コミュニティ協働課、文化・国際課、女性若者支援課、環境推進課、廃棄物減量推進課、清掃センター、市民課、多賀支所、南部支所、豊浦支所、日高支所、西部支所、十王支所、日立駅前出張所

教育委員会

総務課、学校施設課、学務課、学校再編課、生涯学習課、スポーツ振興課、指導課
小・中学校、特別支援学校、記念図書館、多賀図書館、十王図書館、南部図書館、郷土博物館、北部学校給食共同調理場、南高野学校給食共同調理場、教育研究所、視聴覚センター

2 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

3 監査の実施期間

令和8年1月13日から令和8年3月23日まで

4 監査の実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、財務に関する共通事項及び着眼事項を主眼に監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、行政財産使用料の算定誤りについての指導事項があったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該箇所において必要な処理を行った。

以上